

## 障害の医学モデルと「社会モデル」の統合という錯誤 —障害の関係モデルの宣揚のために—

「障害者運動」では、「障害者の権利条約」が出され、日本でもその批准のために各種法整備が必要ということで、「障害者基本法」の改正、「障害者総合支援法」制定、「障害者差別解消法」の制定まで進んできました。そういう中で、それらを実際的に使っていくためにという議論に踏み行っているようです。しかし、わたしの観点からすると、障害概念の整理さえなされていず、そもそも「障害者権利条約」自体が、古い障害概念の枠内から脱し得ていない、結局このままでは「恩恵としての福祉」にからめとられてしまうことになる、という危機感を抱いています。

そもそも「権利条約」がどのようなところから出てきたのかを押さえねばなりません。

イギリス発の「障害の社会モデル」が出る中で、ICIDH(国際障害分類)の批判がなされ、新しい障害規定をしようと、ICIDH-2として議論されていました。ですが、「障害の社会モデル」批判が出される中で、その整理がなされないままに、「障害の医学モデルと社会モデルの統合」ということで、ICIDH-2はICF(国際生活機能分類)という名に改められ、2001年に国連機関であるWHO(世界保健機構)で決定されました。そのICFをベースにして、その後の議論が進み、「障害者の権利条約」が作られたのです。ですが、混乱は整理されていず、権利条約も条文の中での障害規定もなされぬまま出されています。

わたし自身も、2010年に『反障害原論—障害問題のパラダイム転換のために—』を出版したときに、いろいろ内容的には書いていたのですが、きちんと整理ができていないままに、とりあえず、とり急ぎの提起ということになっていました。

『情況 2010年07月号』で、「障害者解放運動の今」という特集があり、その中で、大賀達雄さんの「書評」、大賀さんの最首悟さんへのインタビュー「娘、星子が生まれて」の中で、わたしの本に関して「整理されていない」という批判をもらっていました。(\*1)

それから、『反障害原論』への補説的断章という形で提起を積み重ね、整理する作業をしてきました。理論に完全ということは論理的にありえず、常に仮説にならざるをえないのですが、それでも、「整理の最終的提起」に近いこととしてまとめたので、ここに提起しておきたいと思います。

### (1)「障害の社会モデル」は医学モデルからのパラダイム転換の内容をもって提起された

「障害の社会モデル」の定理は「障害とは、社会が「障害者」と規定するひとたちに作った障壁である」と押さえ得ます。これは、障壁という排除型だけでなく、「努力して障害を克服せよ」という同化も含む、抑圧型の差別を押さえそなっています。それで、とりあえず「障害とは、社会が「障害者」と規定するひとたちに作った障壁と抑圧である」とわたしは書き加えました。

このことは、日本の「障害者運動」でも、「わたしたちが変わらなければならないのではなく、社会が変わるべきだ」というような提起にもあらわれていたことです。

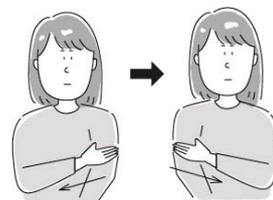
その他、青い芝のひとたちの「労働は悪だ」とか「介助を受ける時、腰を上げるのも労働だ」という労働概念を揺らがそうとしていることにも、転換の衝動はあったのだとも言い得ます。

この「社会モデル」で言えば、「障害者」という表記ではなく、「被障害者」という言葉になります。一時わたしも使っていたのですが、いろいろ考えて（その内容については後述します）「障害者」という表記に戻しました。「障害の社会モデル」なり「被障害者」概念は、医学モデルからまさに 180 度転換させたわけですから。これを「認識の枠組み」転換—パラダイム転換として指摘したクーンの論攷の流れから、わたしも「パラダイム転換」という言葉を使ったのです。このことは、コペルニクスの天動説から地動説に転換させた「認識の枠組み」の根本的転換だったのです（コペルニクスの転換という言葉にも表されています）。これについては、『福祉労働 121』の巻末投稿の「長瀬修／東俊裕／川島聡『障害者の権利条約と日本—概要と展望』生活書院 2008 から「障害者の権利条約」を読む」という文で書かせてもらいました。

## (2) 手話の<障害者>の表現からのとらえ返し

このことは、実は手話で<障害者>ということばをとらえ返すと、問題が鮮明になっていきます。手話で表すことによって、難しい議論を整理できるのではないかと、わたしは『反障害原論』の分かりやすい版を手話ビデオで作り、それを書記日本語に翻訳しようという作業に入っています。

さて、話を戻します。<障害者>の日本での手話は二通りあります。ひとつは、日本手話的な表現として、直訳として「手がない—落ちている」とも訳せるような表現です。これを<障害①>と表します。この<障害①>に<人々>をつけて<障害者①>となります。勿論、「障害者」にもいろんな「障害者」がいて、「障害者」の一部にしかこれは当てはまりませんが、これは手話独特の代表表現とも言い得ることです。この表現は、運動をしている



「聴障者」や通訳者の間では使われません。差別的になるという含意

<障害①>

です。それは非「障害者」が「障害者」の「障害」をまねることで差別してきた歴史からきていることとしてわたしは押さえています。しかし、そもそも手話にはその状態をまねることによって手話の単語を作ってきた歴史があるわけで、この手話自体が差別的というわけではないと思います。もちろん、ろう者の中にも、この差別的社会の差別観を取り入れているひともいるわけで、必ずしも差別的ではないとまでは言い得ないとは思いますが、とりあえず、一般に差別的



<者(人々)>

とは言えるわけではないといういい方になります。このように他の「障害者」と一緒に動く中で、また通訳者が介在する中で、他の「障害者」が違和を感じる（感じるだろうと思われる）語が使われなくなったりしました。これは障害問題だけでなく、他の差別の問題でも、「差別的なこととして」使われなくなってきた手話の単語がいくつかあります。

ところで、もうひとつの<障害②>は、「壊れている」という表現です。



<障害②>

これも、<人々>をつけて<障害者②>とします。<障害者②>の表現は直訳すると「壊れているひとびと」という表現です。わたしはこれは明らかに差別的表現だと思っていて、「この手話なんとかしようよ」とろう者に提起していました。そこで、言われていたのは、「そもそも聴者、非「障害者」が、「障害」を欠損として「障害」としてとらえてきているから、ろう者もそういう表現しているだけだ」ということです。

さて、ろう者—日本手話話者から、今出てきている提起があります。

講演会で、あるろう者が、従来使われている<障害者②>の表現はおかしいと指摘し、<障害者③>の表現をした方がいいのではと提起していました。

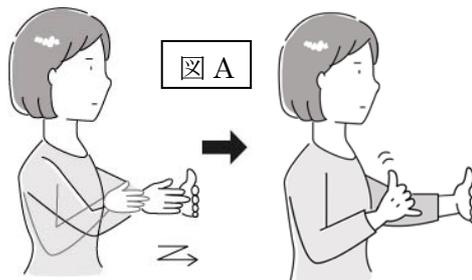
<障害者③>は、右図<障害③>に<ひとびと>という表現をしている造語で、<壁—バリア>に<突き当たり—はねのけられる><ひとびと>と分解できます。意味的には「バリアによって妨げられているひとびと」という意味になります。ここで、押さえておくことは、<バリア>の手前



<障害③>

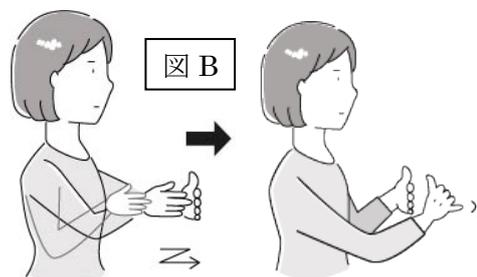
(自分の体に近い)側に<ひとびと>という手話を表すということです(手話通訳者から、この<障害者③>は、参加を拒まれているという意味でかなり広く使われているという話も聞きました)。

これは「社会モデル」的な意味で‘被障害者’という含意になります。(これはわたしの関係モデル的表現では、「障害者」という表記になります。図 A



<「障害者」>and<被障害者>  
(関係モデル) (「社会モデル」)

<バリア>を作ったのは、<バリア>のあちら側(バリアからからだに遠い側)にいるひとで、まさにそちら側が、本来の障害の使い方(「障害物競走」などと使われる)からする‘障害者’なのだと言い得ます。そちら側を‘社会’とした時に、それがまさに「障害の社会モデル」ということになります。この場合の‘障害者’の<ひとびと>は<バリア>として残した左手のあちら側(体から遠い側)で表現することになります。これも右図(図 B)で表しています。



<障害者>(「社会モデル」)

さてもう一点書き置くことがあります。それはイギリス発の「社会モデル」の、不備につながることです。それは「社会モデル」は排除型の差別を押さえているけれど、同化などの抑圧型の差別を押さえていないという問題です。ですから、手話の問題で言えば、「社

会モデル」の補完形として、<障害③>という表現の後に<抑圧>の表現をし、その後に<ひとひと>の手話をつけることとなります。ただ、前述した「手話の代表表現」でやっているとして、省くことは可能だとも言い得ます。

手話の造語的なところのイラストを使って説明をしましたが、手話の造語を聴者がすると批判されます。ですが、そもそも「社会モデル」自体が過渡的な理論です。図 A、図 B の説明で、「<バリア>として残した左手のこちら側」—「あちら側」という書き方をしていますが、<被障害者>と言っても、自らも差別的な意識から完全に自由になっているとは言い得ません。そういう意味でも「社会モデル」は過渡的な提起であり、図 A、図 B のイラスト自体も説明のための過渡的なことで、残す手話ではありません。

### (3) イギリス障害学への障害学内部からの批判

さて、一時期「障害者運動」当事者とその関係者の間では、「障害の社会モデル」の賛同の意を表明し、それに沿った運動の推進を進めようという動きがありました。

そういう中で、「障害学の第二世代」とも言われるひとたちから、「社会モデル」批判が起きています。わたしが一応押さえているのは、ジェニー・モリスです。モリスは女性で「フェミニスト障害学」を僭称しています。実は、わたしには語学の壁があって、まだこのあたりきちんと押さえ切れていません。ですが、部分的に訳されていることや、そのひとたちの論攷を紹介してくれているひとたちの論攷に沿って、仮に提起をしておきたいと思います。

要するにわたしの押さえ方では、そのひとたちの論攷は、「障害学の第一世代」—「障害の社会モデル」を提起したひとたちは、社会がつくったのが障害だといういい方をするけれど、そういう論理は、「障害者」が自分ができない事を巡り、困難さをもっている、「障害者が障害をもっている、ということは現実にあるのだ。そのことを捨象している」ということとなります。そのことは具体的に何を指しているのかということがあります。それは例えば、わたしが障害学研究会のメーリングリストで初めて「被障害者」という概念を突き出したときに、「1種1級の障害者」と自称する「障害者」から、「介助を必要としない障害者は、介助が必要な障害者の気持ちが理解できないから、そんな提起をするのだ。ひとの意思のずれということがあり、「十全な介助」などありえない。だから、「障害がなければ、よいのに」という思いはあり続ける。その障害者の苦悩を理解できないのだ。」というような内容の提起だったと、わたしは理解しています。また、24時間介助が必要な「障害者」は「独りになりたい」というところの思いがあり、そこでの「障害の否定性」は歴然としてあるという話にもつながっています。

さて、わたしは「意思のズレ」というのは当然あると思いますが、むしろ「意思のズレ」というところで、介助が入ることによって、逆によりうまく行く場合もあるのだと思います。問題は、「意思」ということをくみ取れないままいる介助者の技術の未熟さと、もうひとつ、もっと肝心なことは、当事者主体ということが押さえられない、介助論の欠落にあるのではないかと思うのです。

さて、もうひとつの「独りになりたい」ということですが、24時間すきまのない見守り介護が必要なひとはそういう思いを持たないと思うのですが、どうなのでしょう？ このあたりは、生まれた時から聞こえないひとに「音楽のすばらしさを聞かせてあげたいとか」生まれたときから見えないひとに「絵や風景のすばらしさを見せてあげたい」とかいう周りのひとの錯誤した発言にも通じることです。周りの人たちからすり込まれない限り、自身の中からそんな思いは出てきません。確かに、「中途失聴者」や「中途失明者」にとって、そういう思いを引きずっているひともいるのでしょうし、マージナルな立場のひとにも、そんな引きずられはあります。「独りになりたい」というのは、一定独りで生きてきた歴史を持っているひとが24時間すきまのない介護を必要としないときにもつ思いではないかと思うのです。それは態勢をいろいろ考え、制度的に保障することによって解決できることではないかと考えます。たとえば、部屋が二室確保したところで別室待機とか、車待機とか、自立生活者が数人でアパート数戸を借りて、そこで介助者をシェアするとか、……。こんなことを書くと、「現実にそんな保障はされていないし、保障がされうるのか？」という批判が返ってくることです。ですが、それこそが、態勢一体制の問題なのです。

引きずられの問題については、まさに「吃音者」と規定される「マージナルな」立場を生きて来たわたし自身の問題として、(5)で書きます。

#### (4) ゲシュタルト心理学の「ルビンの反転図形」からのとらえ返し

さて、わたしは前述の以前出した本の中で、ゲシュタルト心理学で使われる「ルビンの図形」で、障害問題を説明しようとしてしました。今ひとつ、きちんと説明できなかったことを、もう一度整理してみます。

誤解を生まないように、きちんと提起しておかねばならないのは、この図形も分かりやすく論じるための過渡的な説明だということです。それについては、この項の最後にきちんと説明します。



ルビンの図形

白い部分が地となり黒い部分が図になったときに杯に見え、黒い部分が地になり、白い部分が図になったときに向かい合った顔に見えます。その境界線がどちら側の外郭線となるかによって、地と図の反転が起きます。

これは「ルビンの杯」とも言われています。反転図形のひとつです。

これは視覚による反転の事例で、「視覚障害者」を排除した説明になってしまいますので、触覚における反転の事例をだしておきます。白杖における反転の事例です。白杖で地面を叩いて歩いているとき、手のひらに握っている白杖を感じているのか、杖の先に地面を感じているのか、その相互作用によって歩行が可能になっているわけで、そこに反転のようなことが起きているのです。これは「身体の延長」の問題にも通じています。機械に熟練したひとが機械を操縦するときに、手のひらに機械を感じているのか、機械のさきの作用

点に感覚が行っているのかの問題、そこに反転に通じることが起きているということなのです（これらはわたしのオリジナルな提起ではありません。廣松渉というひとが持ち出している話です）。建築や土木の現場で、シャベル（ユンボ）を操作する熟練のひとが、まるでシャベルの先を指の先のように動かしている様が例としてよく出されます。

さて、話をルビンの図形に戻します。

白い部分を地（背景）として黒い部分が図として浮かびあがったときに、その図は杯に見えます。それを逆に、反転させて、黒い部分を地（背景）として白い部分が図として浮かびあがったときには「向かい合った顔」に見えます。これは、この白黒図形の境界線を白と黒のどちらが「もっている」とするかの問題にもなります（これはヘーゲルが突き出している内自有化（ないじうか）という問題です）。黒い図形が「もっている」とすると杯になり、白い図形が「もっている」とすると「向かい合った顔」になります。

具体的な例を出します。『反障害原論』で出している例の再掲載です。

さて、このルビンの図形で先ほど展開した障害問題の説明を試みます。例えば黒い部分を「聞こえないこと」として、白い部分を「手話ができないこと」とします。この図形の白い部分と黒い部分の輪郭線（境界線）で、その線を黒い部分の外郭線とした時（「内自有化」するという表現を使います）、黒い部分が浮かび上がって見えます（これを‘異化’という言葉で表現します—‘物象化’という言葉でも表現されます）。例えの話で言うと、「聞こえない」ということが問題化されます。逆に、白い部分に内自有化した時、それは向かい合った顔に見えます。例えの話で言うと、「手話ができない」ということが問題化されます。この輪郭線が‘障害’といわれることで、どちらに内自有化されるかで反転がおきるのです。・・・

これは、かつて朝日新聞の「ひと」欄に載っていた記事にリンクしていきます。山本おさむという漫画家のひとが、「聴覚障害者」を主人公にした漫画を描くために手話サークルに通って手話を学びました。そして、「手話ができない、という障害を克服しました」と書いていた記事です。

もうひとつの例を出します。石原慎太郎元東京都知事が「障害者施設」を訪問し、見た「障害者」のことを、後の記者会見で「あのひとたちに人格があるのかな」というような発言をしました。そのことを報じた朝日新聞の記事を見て、わたしは「石原慎太郎こそ、障害者だ」と思い、そのようなコメントも書いていました。「知的障害者」にも何々できないということはあるのですが、石原慎太郎知事も「知的障害者」に人格があるということが理解「できない」ひとで、そしてそのような発言をすると、「知的障害者」「障害者」そして親のひとたちを傷つけるから止めようと思うことが「できない」ひとなのです。さて、わたしの世界観では、前者の「何々できない」ということは、他者の手助けを得て、ちゃんと生きていけるのですが、石原慎太郎の「できない」ということは、まさに指弾される、どうしようもない「できない」ひとで、まさにこちらの方が「できないこと」が指

弾されるべきことなのです。だから、「わたしは「石原慎太郎こそ、障害者だ」と思い、そのようなコメントも書い」た、のです。

さて、個人モデルは一方向的に障害を「障害者」の方に内自有化させたのですが、これは「できないこと」の二つの出会いのところで障害が生じているということで、2人の個人の間での出会いと反転の話です。「社会モデル」というのは、「障害者」に出会う、もう一方のひとを「社会」に置き換えた構図になっています。要するに「社会が障害をもっている」という言い方になっているのです。

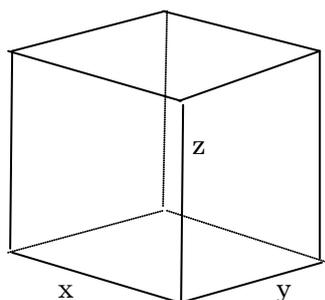
そこで、モリスにまた登場して貰います。モリスをちゃんと読み込めないままに、それほどモリスのわたしの仮押さえがさほどずれていないという思いの中で書いているのですが、モリスは自らの現実の生きがたさから、現実には障害者の側にも「できない」ことがあるということ、その現実の困難さを第一世代の人たちは捨象していると批判し、そして確かに制度的なところの差別は「社会モデル」で指摘できるとしても、差別は個人と個人が出会う場で起きているということを押さえていない、という批判をしているのではないかと。また、モリス以外のひとの意見かもしれませんが、「社会モデル」は障害を「社会の責任」ということにしてしまっ、て、現実には差別する個人の責任ということを免罪してしまうことにもなっている」という批判も出ています。

さて、モリスの批判への反批判ですが、前者の問題は、「できない」ということは確かに当事者意識としてあるにせよ、もう一步踏み込むと、「そもそもそれがなぜできないといけなとされるのか」ということがあります。そして、後者の問題への応答は、そもそも「社会とは何か」という問題なのです。これについては、後で書きます。先取的に少し書いて置くと、「個人か社会かという違いがあるにせよ、それをいずれも実体化している」というわたしの批判になります。これが「被障害者」という言葉を使うことを止めた理由にもなっています。

#### (5)「吃音」問題における「ジョンソンの空間図（問題の箱）」からのとらえ返し

さて、ここでわたし自身の当事者性の問題である「吃音」問題から前項に肉付けします。

自らが「吃音者」であったジョンソンは「吃音者」個人が（これはひとつの「社会」一文化圏で、「吃音者」が総体的に相対的に抱えさせられる問題の大きさとしても表されます・・・これは一応わたしの押さえです）抱える「吃音」問題の大きさを表すために、「空間図」とか「問題の箱」という図を表しました。



- x 軸：話しことばの特徴
- y 軸：聞き手の反応
- z 軸：話し手の反応

立方体で、x 軸：話しことばの特徴、y 軸：聞き手の反応、z 軸：話し手の反応（x, y への話し手の反応）として、「吃音」問題の大きさは  $x \times y \times z$  として表されるとしました。

さて、この図を使って、かつて言友会でリーダーシップをとった伊藤伸二さんは、x 軸への働きかけは、これまでいろんな働きかけがなされたけれど、有効な方法は見出されていない、y 軸への働きかけを「社会をかえる」ということにすり替えて、このことは困難さがある、として z 軸への働きかけの活動に取り組んでいくように提起しました。わたしは、それを「気持ちの持ち方を変える活動」として、この社会の「吃音」の否定性の意識から超絶した意識形成など不可能で、部分的に改善されることあっても解決の途にはならない、と批判してきました。

さて、問題は何かというと、実は伊藤さんは y 軸を「社会を変える」と規定したのですが、それはジョンソンの空間図では、現実に対面しているひとの意識を変えるということで、「社会を変える」ということは、この空間図を成立させる存在構造自体を考えることなのです。確かに「社会変革」の運動は困難な状況になっていますが、「超絶した意識形成」は困難というより、不可能なのです。

「吃音」は「ひとは音声言語で話すべきだ」ということと、「標準的な流暢性をもって話すべきだ」という、ふたつの言語規範に反するとして「言語障害」と規定されているのです。ですから、例えば、手話を自らの言語として使用すれば、そしてその手話が通じるところでは「吃音者」ではなくなります。ここで、手話の世界での音声言語に比する別の「障害」の問題も起きてきます。手話を表せない「上肢障害者」や音声言語の「構音障害」に比する「はっきり表せない」という問題や、手話の「非流暢性」の問題です。しかし、ここで問題にしているのは、この空間図はある一定の条件の下で言えることであって、別の空間では当てはまらない世界があるということなのです。要するに「社会」を変えるというのは、この空間図が成り立たないように「社会」を変えるということであり、この空間図がある一定の関係性を固定化しているのです（それが「社会」として実体化してとらえているという批判なのです）。

#### **(6) デリダの二項対立図式の脱構築論からとらえ返す**

さて、違う観点からいろいろ問題を出していく作業としてもうひとつの観点を出しておきます。モリスらの批判に応える作業としてのモリスへの反批判として、ポスト構造主義という流れから、「脱構築」という概念を使って、モリスらを批判していることが出てきています。デリダが二項対立図式を批判して脱構築しようとしています。それは総ての概念に当てはまっていくことで、例えば「障害者」と「非障害者」という概念の脱構築とかもそうですが、「個人と社会」ということにも及んでいくことです。そして何よりも、構築主義というとらえ方から、「社会」という概念自体の脱構築ということもやっていくことではないかと思っています。ただ、既成の観念にとらわれないというところでの過程的なこととして意味があるとしても、イデオロギー的なところで収束してしまうのではないか、運動的にどうつなげていくのが余りとらえられません。わたしとしては次項のマルクス

派に棹さして論を進めます。

### (7) マルクス—廣松渉の物象化批判から認識論的にとらえ返す

医学モデルから「障害の社会モデル」への転換はパラダイム転換の内容をもっていたということを書きました。実は、この転換は社会学的なところだけで起きていたのではなく、あらゆる学の中で起きていたのです。クーンが、取り上げたのは、中世的世界観から近代的世界観の転換なのです。今、廣松さんを援用しつつ、わたしが問題にしているのは近代的世界観からのもう一度のパラダイム転換なのです。もっとも分かりやすい例とされるのは、物理学におけるニュートン力学から量子力学への転換です。さて、マルクス派の中では、マルクスの物象化をオリジナルに展開した廣松物象化論があります。廣松渉さんは、むしろ哲学がパラダイム転換を先行していたと主張していました。かれの主張は多岐にわたりますが、その核心は実体主義批判です。近代哲学では、「実体が属性をもっている」としているのです。話が抽象的になるので、障害問題に引きつけて話を展開します。要するに、「障害者という実体が障害という属性をもっている」というとらえ方です。そのようなとらえ方に対して、実体主義批判をなし、実体とか要素があって全体を構成しているのではなくて、関係性の網の目（網の目という言い方自体が実体主義的にひきずられことなのですが、ひきずられつつ突き崩していく作業として提起しています）として要素なり実体としてとらえられることがあるとしても、関係性の一次性を主張したのです。

さて、ルビンの図形を反転図形で、輪郭線をどちら側に内自有化させるかというようなはなしをしたのですが、これはまさに実体主義の実体と属性の話なのです。個と個の出会いとか、個と社会を対峙させてどちらが持っているのかという話です。要するに単純な個人モデルは「障害者が障害をもっている」となるのですが、わたしも、そこから波及させて、二つの「できないこと」の出会いの中で障害が異化するとしたのですが、「社会モデル」というのは、二つの「できないこと」のひとつの他者としての「個人」を「社会」ということに置き換えた、実体化の枠内での話なのです。だから、モリスらの批判は、そもそも「社会が障害をもっているとは何なのか」というところの批判はそれなりに妥当なのです。このあたりは「そもそも社会とは何か」という問いかけになります。このあたりは、前項で書いたように、構成主義的には社会という概念で構成されたことの脱構築という話につながります。廣松さんの論攷につなげるならば、『存在と意味』の第2巻の実践論の制度論で、制度がいかなることとして存在するのかという論攷につながっていくことです。ひとの日々の営為の中のルーティン化された行動の中から、物象化ということが形成され、そのことが制度というところの構成につながっていく構造があるのではということです。そのあたり、以前「報道ステーション」で、古館さんが脳科学者の養老猛さんにインタビューしていて、養老さんが「貨幣というのは幻想だ」ということを語っていました。わたしは、養老さんが独自に至りついたことかも知れませんが、まさにマルクスのパクリだと思ったのです。まさに貨幣を日常的に使う中で、幻想に過ぎないものが、制度を構成し、「社会」を「実体」的に構成していくという話です。

ところで、ルビンの図形は反転図形ですが、そもそもゲシュタルト心理学は、「地と図の反転」ということのみならず、「図として浮かびあがる」ということを問題にしているのです。これがまさに、物象化—異化ということで、問いかけは「なぜ、「障害」が異化するのか」「なぜ、「ひとつのできないことが、負的なこととして異化するのか」「どのような「できないこと」が異化するのか」という問いかけになります。

#### (8) マルクスの唯物史観からも押さえる

さて、「なぜ、「障害」が異化するのか」「なぜ、「ひとつのできないことが、負的なこととして異化するのか」「どのような「できないこと」が異化するのか」という問いかけをしていったときに、想起されるのがマルクスの唯物史観的とらえ返しなのです。

それは言い換えれば、「そもそも「障害」が「障害者」がもっているものとして否定的にとらえられるのはなぜか」という問いかけしていく中で生まれてくることです。

実は、このことは日本の「障害者運動」の中でも青い芝の労働を巡る提起とか（「労働は悪だ」とか「介助を受ける時、腰を上げるのも労働だ」）、最近では共同連の堀さんの提起とかで出てきています。労働に留目するというので、マルクス派の「唯物史観」というとらえ方をすると問題が鮮明になってくるのです。それは資本論の「標準的人間労働」という概念から、そのことから逸脱する者として、「労働力の価値」の低い者として「障害者」として異化するのです。まさに、「障害者」なる言葉自体が、資本主義社会になってから生まれたものとしてとらえられます。もちろん、生産性が問題にされる社会の中で、生きるのに汲々とする関係の中で、否定的にとらえられることがあります。このあたりは、必ずしも一様ではないとも思っています。改めてとらえ返しをしていきたいと思っています。もうひとつ、混乱を引き起こすことがありました。それは「マルクスの労働価値説」ということです。それは「労働が価値を生み出す」というとらえ方です。マルクスをとらえ返す主流派の説として広がっていて、これが「社会主義国家」（として誤認された国）においても労働崇拜を生み出し、「労働力として価値が低い障害者が差別されるのは当然だ」と言う論理につながって行きます。このあたりは、マルクス経済学を国民経済学の完成として見るとらえ方にもつながっていきます。それに対して『資本論』は物象化ということで貫かれている」として、『資本論』は、そもそも資本主義的生産様式を描いたことで、別の社会では「労働が価値を生み出す」ということは言えない、「労働が価値を生み出す」というのは物象化的錯認である、となります。ここでいう物象化ということはマルクスの言う「社会的関係性を自然的関係性として取り違える」ということで理解できます。自然的に起きていることとして、超歴史的なことだというとらえることを物象化的錯認として批判しているという『資本論』の読み方です。

この問題を別の事例から考えます。「能力を個人がもつものとして考えない」ということを突き出しているひとがいます（竹内章郎『いのちの平等論—現代の優生思想に抗して』岩波書店 2005）。これはこの社会の知的所有権という発想の源になっている「特許」ということからとらえ返していくと問題ははつきりします。特許ということはある一定のところ

から遡らないということで成立するのですが、ある発明ということとは過去の膨大な発明の上になり立っています。そもそも言語ということなしには、知的蓄積もなしえません。その言語的などころでの共同的などころを取得しながら、知的な積み重ねもなされていきます。ひとりの為した積み重ねは膨大な歴史的社会的積み重ねのほんの少しの積み重ねで、過去の積み重ねから見ると無限に小さいものです。数値化すること自体に問題がありますが、敢えて書き置きますが、99.999に0.001に積み重ねたからと言って、0.0005積み重ねたひととどうして差別化できるのでしょうか？過去の積み重ねの共有財からすると、それを共有の財産として、社会の共同の能力として社会のしくみを作っていくということにしかありません。そして、そもそもこの自然の中で、ひとは生かされてある存在です。太陽、水、土、風、それらの中で植物は育ち、それを動物か食べ、食物連鎖の中で、ひとは生きて、しかもヒトという種は他の動物と違って、共同の中で生きざるをえない存在なのです。そのような中で、能力を個人がもつものとして考えてしまうこと自体がおかしなことなのです。

労働ということをとらえ返していったときに、そこから労働概念の生み直しとして、長い歴史のひとこまとしての資本主義的な特殊労働概念を転換させる必要があります。そして、自然一環境と共生する、新しい相互関係を生み出していく「仕事」という概念に転換していくことが可能だし、そのことによって問題が整理され解決されるのです（このことは今村仁司さんが展開していることです）。

### **(9) 障害の医学モデルと「社会モデル」の統合という錯誤**

さて、医学モデルと「社会モデル」の統合の話です。‘統合’という言葉が使われていますが、そもそも「社会モデル」がパラダイム転換的内容を持っていたということを押さえ切れていないのです。それは、障害概念自体における統合ではなくて、社会的一環境的観点を付け加えただけで、結局医学モデルの範疇を何ら超えていないのです。実際統合したとか、「社会モデル」に沿った法律を作ったとか言う話が出て来るのですが、一番新しい法律「障害者差別解消法」で、統合した障害概念などひとつもなく、‘障害’ということばは、すべて医学モデル的にしか使われていません。「牛頭を掲げて狗肉を売る」類のことに陥っています（一度、「障害者権利条約」から、「障害者基本法」、「障害者総合福祉法」に至るまで、‘障害’がどう使われているのかを洗い出したいと思っています）。

ルビンの図形は、そもそも実体主義的なところに乗って論を進めているので、揺らぎをもたらず過程的な論議で、それに乗って話を進めると弊害も出て来るのですが、分かりやすい例なのであえて、過渡的に使うならば、障害概念自体を反転させたのが「社会モデル」だったという意義を捨象しているのです。わたしはクーンのパラダイム転換という内容を援用しつつ、地動説と天動説の統合などありえるのかということ、前述の『福祉労働121』巻末投稿の中で提起しました。

別の観点で、この問題を整理してみます。

それはいわゆる「犯罪」といわれることです。わたしは「犯罪といわれることのほとんど

どは差別の反作用として起きる」という主張をしています（「権力犯罪」ということは除きます）。こんな話をしていると「同じような環境でも、犯罪者になるひととそうではないひとがいる、それは自己責任の問題だ」というひとがいます。でも、そういう論理は「貧困でも、その中に救われる関係があれば、犯罪ということにならない」ということがあり、そもそも「同じ環境」という論理が間違っている」という反批判ができます。誤解のないように書き加えますが、個人の責任か社会の責任かという二項対立的なことで問題を出しているわけではないのです。要するに、そのようなことで設定してしまうのは、結局二項を実体主義的に立てているところから起きています。このあたりがデリダの二項対立的なところを脱構築する論理にもつながっていることです。（\*2）

さて、このことをとらえ返したとき、「犯罪者を裁こうというなら、それ以前に、それと同時に犯罪を生み出す「社会」を裁くべきだ」ということになります。これが「障害の社会モデル」に通じる話です。今、裁判員裁判が始まっていますが、とんでもないことです。

「社会」を構成している個々の責任ということを手放して、差別の反作用ということで犯罪が起きてくる、その差別に加担している、差別的関係を現実的に担わされていることをどうするのかという観点なしに、「犯罪」を個の責任として裁く、差別的関係そのものに固定化加担することになってしまうということをとらえようとしないことだと言えます。国家の名による「社会防衛」的な国民統合のシステムに加担させられている制度なのです。そこで、差別ということも、全く問題にされないわけではありません。それは「情状酌量」という形で、減刑という形で考慮されることがあります。ですが、そもそも差別ということを押さえた「社会の責任」という形で反転させて提起された意味ではなく、あくまで付け足したということに過ぎません。この刑法体系における責任論における差別のとらえ方が、障害概念のとらえ返しにも同じように現れているのです。障害概念で、医学モデルと「社会モデル」の統合とをいいつつ、結局医学モデルに環境要因を付け足しただけなのです。

ですから、犯罪を生み出さないというところで、差別的関係性そのものを止揚していくという事が立てられているのです。過渡的なこととしては、再犯の道を防ぐということでのプログラムを作っていくことになります。そもそも、ベーシックインカム議論も起きてきています。しかし、そもそもこの社会がどういったところで成り立っているのかを考えると、自己責任に貶めていく構造を解体すれば、いいかえればパラダイム転換をなしければ、私有財産制度とか労働能力の問題も止揚してしまう一脱構築してしまうことが必要なのです。

これはそもそも「社会モデル」ということが中途半端なところでしかなく、結局、反転をなし切れなかったということからきています。その中身のひとつが、「社会モデル」が結局実体主義の枠内から脱し得なかったということなのです。

ですから、役人たちが「社会モデル的観点で、法律が作られた」と言うようなことはそもそも「社会モデル」がもつ過渡的な意味を理解していない戯れ言で、医学モデルと「社会モデル」の統合ということは、論理的思考を停止させた虚言です。

(10) 医学モデルから「社会モデル」への転換を障害関係論の宣揚として転換をなしきり  
さて、まとめます。これが『反障害原論』で整理できなかった、書き尽くせなかったこ  
との補填になると思っています。

医学モデルが「障害者が障害をもっている」ということの実体主義的内自有化によって  
「自己責任論」的な差別を合理化してきた歴史に対して、「障害者」当事者を中心にするイ  
ギリス障害学は「障害の社会モデル」を突き出しました。「障害はこの社会が「障害者」と  
規定するひとたちに作った障壁である」と。しかし、それは「社会が障害をもっている」  
という実体主義的内自有化の反転ということではなかったのです。その「社会モデル」  
に沿って、「障害者運動」は、新しい障害概念の生み直しを要求し、ICIDH の改定として  
ICIDH-2 として議論を進めようとしていたのですが、「社会モデル」への「障害者」自身の、  
「障害者個人の苦悩をとらえ返せていない」という批判の中で、反転しようとしたことに  
逆向きの揺らぎがもたらされました。そういう中で、医学モデルと「社会モデル」の統合  
などというそもそも「社会モデル」の意義が押さえられないところで収束させられ、ICF  
(国際生活機能分類)という形でまとめられ、これは後の「障害者権利条約」の理念として使  
われています。

結局どういう事態が進行していたかということ、「社会モデル」は医学モデルをパラダイム  
転換させようとしたけれど、その動因としてあった、実体主義批判が押さえられなかった  
ので、結局転換しきれないで、元の医学モデルに環境要因を継ぎ足した、結局医学モデル  
の範疇でしかないことに戻されてしまったのです。

それは、先程述べた「犯罪」ということで、環境要因を「情状酌量」という形で織り込  
んで、そもそも「社会の責任」ということを捨象したということにもつながっているのだ  
です。

これを福祉論で押さえてみます。わたしは人権論を過渡的に使えるとしつつも「人権と  
いうのは、差別のない関係ということを物象化した錯認である」として批判しているのだ  
ですが、ここではその人権論に乗って話を進めてみます。福祉では「恩恵としての福祉か権  
利としての福祉か」というところで、議論が闘わされているのですが、医学モデルによっ  
てしまうと、結局恩恵としての福祉にしかありません。

さて、そこで関係モデルの宣揚です。

それは「障害が（実は「障害」impairment が）「障害者」がもっているものとして、な  
ぜ、どのようにして浮かびあがるのか？」というといかけであり、又別な形でいえば、「能  
力」が、個人がもっているものとして、なぜ、どのようにして浮かびあがるのか？」とい  
うといかけでもあるのです。それはそもそも障害ということの英語 disability の語源的に  
「できない」ということであり、そこから「なぜ、「できない」ことが問題になるのか？ ど  
のような「できない」ことが問題になるのか？」という問いかけが必要になるのです。

これについては、わたしは『反障害原論』で既にかいたところですが。

そして、「障害の各私性」といわれることは歴然としてある」ということの論拠のよう

なことは、きちんと対話していく中で、それはそのひとが抱える個人的なこと—自然的なこと—でなく、関係性の問題だということを明らかにしていく必要があると思います。このあたりについては、「痛みの各私性」あたりから反論してくるひとがいるのですが、ひとつは病は医療の問題として一応別枠で、医療の十全な保障というところで語ることであり、また「病論」あたりでも論じられている問題から展開できることです。「痛みの各私性」についてのコメントも『反障害原論』で少し書いています。「病論」あたりとの対話も読書メモで書いてあるので、参照してください。

さて、もうひとつ、わたしが‘障害者’ということばをどういう表記にしていくかということで、「とりあえず‘障害者’と表記する」としたことに対して、整理仕切れていないことの根拠のようにとらえられていると思いますが、‘とりあえず’ということの中には、「障害者」ということが「障害者」として異化しないという意味も含めて提起していることであって、これは今考えられるベストな表現のしかたとして改めて提起しておきます。

いろいろ批判が出て来るとと思います。対話の中で方向性がとらえられてくるとと思います。

また、わたしの関係論的な宣揚ということは、実体主義批判—関係性の一次性の宣揚という認識論的な押さえは、廣松物象化論に棹さしていますから、その説明をしていくこと自体が一生涯をかけて勉強しながら分かりやすく提起していく作業にもなっています。

とりあえず、『反障害原論』の分かりやすい版を書き上げつつ「ちっとも分かりやすくない」という批判で挫折しているのですが、「もう少し分かりやすい版」として出す作業に入ります。対話しつつ煮詰めていきたいと願っています。

註

(＊1)

ちなみに、この号には、わたしの「廣松物象化論の反障害論—「反障害原論」の隠されたサブタイトル」という文も掲載されています。参照してください。

(＊2)

このことは、「社会の責任」という言い方をしたときに起きてくる、決定論になっているとか、個人の主体性を無にしているという体制側にいるひとが出している「自己責任」ということへの批判の問題にも通じています。

これは運動をすることにおける主体性—責任の問題にも通じています。運動主体は自らの運動責任を問題にするけれど、未だ運動主体として定立していないひとの自己責任の追及はしないという問題なのです。勿論、政治家たちは逆の意味での主体者達ですから、責任をきちんと取らせようとするのです。

原発の事故の際に、安全神話を流していたことたちは、誰も責任をとろうとしませんでした。むしろ、最も反対していた研究者が「力及ばずして止め得なかった」責任を感じ涙を流して謝罪していました。そして反対の意思を持ちながら、きちんと反対の意思を表明していなかった多くのひとたちが自らの責任を問い運動に参加してきました。わたしもそ

のひとりです。

「自己責任」ということを言いつのるひとたちこそが、自らの「自己責任」を捨象して、「責任」の押し付け合いをしている政治をきちんととらえ返しておく必要があるのです。

(イラストは柳澤美樹さんにお願ひしました)